

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

第 2 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 2 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 8 年 2 月 2 2 日 (月)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	6	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	7	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について
4	8	農地法第 3 条許可申請について
5	9	農地法第 4 条許可申請について
6	1 0	農地法第 5 条許可申請について
7	1 1	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第 5 条第 3 項第 5 号の規定による意見の変更について(案)
8	1 2	農用地利用集積計画の調整について
9	1 3	農地法第 52 条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供について
1 0	1 4	平成 28 年度農作業標準賃金(案)について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2 月 22 日	午後 3 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 10 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 2 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

2 番中村委員，3 番駒水委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 6 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページ 2 ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 3 号は所有権移転による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 4 号は所有権移転による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 5 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 6 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 7 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

解約面積は畑が 7 筆で 9,943 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号 3 号から整理番号 7 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号、議案第7号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は3ページからになります。地図は4ページになります。

申請人は枕崎市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇を運営している理事長〇〇〇〇さんです。

申請地は枕崎市〇〇町〇〇番〇、〇〇番、〇〇番で、〇〇集落公民館から西へ260m地点にあり、農用地域の外周部に位置します。

所有者は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。

申請地は枕崎市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇さんと大阪府〇〇市の〇〇〇〇さんの所有地であり、広場・駐車場・遊具設置外として利用します。代替地は得られませんでした。農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号1号を、中原委員をお願いします。

5番(中原委員) 日程第3号議案第7号整理番号1号について調査報告いたします。
、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について、2月10日、沖園委員、事務局の駒水係長、前原さんと私が現地確認を行ないました。

変更後の用途は雑種地であります。

広場、駐車場、遊戯具設置他です。

日照通風等の支障を及ぼす恐れも無く、被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響は変更前と同程度と思われるので、問題のない申請ではないかと思われま

す。

以上で終わります。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって、議案第7号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請の議案番号3号から5号についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。整理番号3号についてご説明申し上げます。

整理番号3号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、219㎡、〇〇番、畑、368㎡、〇〇番、畑、257㎡、〇〇番、畑、445㎡、合計1289㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、82歳、〇〇市にお住まい外、3名です。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、40歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号3号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は〇〇〇〇駅より北側約140mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号4号

整理番号4号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、2625㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、68歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、77歳、〇〇〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号4号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号4号の申請地については9ページに掲載してあります。

申請地は〇〇〇〇より、北側道路向いに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号5号

整理番号5号の申請地は、〇〇町〇〇、畑、363㎡、〇〇町〇〇、畑、427㎡、合計790㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、71歳、〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、75歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の弟にあたります。

整理番号5号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号5号の申請地については11・12ページに掲載してあります。

申請地は、申請地、〇〇町〇〇は、〇〇公民館南側に隣接しており、〇〇町〇〇は、〇〇公民館、北側320mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、調査結果について、地区担当委員の報告をお願いします。

整理番号3号を、板敷委員をお願いします。

4番（板敷委員）1月30日午後、申請人の父〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行ないました。

申請人は数年前に新規就農し、主に甘しょを栽培しています。

申請地はJR〇〇駅の北140mくらいに位置します。

申請地は4筆からなりますが、北側東側は道、周囲一帯は畑で、甘しょ植え付け準備のため申請地も含めてロータリーをかけてありました。

申請地は2年位前から申請人が甘しょ畑として利用しているとのことでした。

権利取得後も現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得によって周辺農地のへの支障は生じないものと思います。

以上報告を終わります。

議長 整理番号4号を、中原委員をお願いします。

5番（中原委員）整理番号4号について報告いたします。

2月7日譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さん双方の立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人と譲渡人は兄弟であります。

申請地は〇〇〇〇西側に位置し、申請地は譲受人が約30年前から茶園としており、権利取得後も茶園として利用する計画です。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思えます。

終わります。

議長 整理番号5号、城森委員をお願いします。

8番（城森委員）議案第1号整理番号5号について現地調査を報告いたします。

2月7日、譲受人本人〇〇〇〇さんの立会いのもと現地調査を行いました。

申請地の〇〇番地は、〇〇公民館の南側に位置しております。

〇〇番は〇〇公民館から北側320mに位置します。

申請地は約40年位前から譲受人本人が甘しょと柑橘類を栽培しています。

申請地は〇〇については東側が畑、野菜などを植えておりました。西側が宅地、南側が畑で甘しょを植えているそうです。北側が宅地で〇〇公民館になります。

〇〇番については、東側が市道、西側が畑で柑橘類を現在タンカン等の柑橘類を植えております。南側が畑で遊休地になっておりました。北側が山林になります。

取得後も現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思われ、問題のない申請と思われまます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13 番（畑野委員）整理番号 5 号の地籍の中で、11 ページなんですけど、ここはちょうど真ん中のところになって袋小路みたいのところになっておりますけど、この通路は道路がないわけですよ、どこから入るんですかね。

8 番（城森委員）公民館の東側から入っていく道がある、道っていうか通路みたいなのが。

13 番（畑野委員）地図上ではないですね。

議長 よろしいでしょうか。

13 番（畑野委員）今この地図を見る限りではその道らしき道が入ってないんですが、将来的にはなんも問題でてこないんですかね。

事務局 さきほど城森委員のほうから説明がありましたとおり、公民館の敷地を通して農作業の方に行ってるようでございます。

将来的には公民館等の承諾を得て通行の許可をするものと思われまます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

13 番（畑野委員）今はいいかもしれませんが将来的には

事務局 逆に今はどうなんですか。今は承諾を得てないということですか。

事務局 今は慣例的に、公民館のほうを介しているようです。

事務局 今の答えでは、今は承諾を得てないみたいですよ、得て通るようにしますということですよ。

7 番（沖園委員）囲によろ地の通行権というのがあはずです。ですから問題ないと思ひます。

囲によろ地の通行権というのが、法律上あはずです。

議長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですよ、質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 4 号、農地法第 3 条許可申請の整理番号 3 号から 5 号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、議案第8号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第4条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、778㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電システム機器を設置し、太陽光発電による売電事業をするため。」とのことです。

申請地は、15ページに掲載してあります。

〇〇〇〇敷地正面出入り口より東側130mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分はJR〇〇〇〇駅より336m南東に位置しており、500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も778㎡で太陽光パネル(220枚)49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われれます。

申請地北側及び西側は畑、東は道、南側は山林です。

造成については現況のまま整地し、南側境界には高さ30cmの畦畔及び側溝を設け、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

表面は防草シートを敷設したうえ、砂利敷きとし、雨水は、東側に側溝へ放流します。

周囲には高さ1m程度の防護柵を設置し、パネルの高さは約1.4m程度です。

パネル間はそれぞれ1.9m程度の間隔は確保する計画で、隣地境界から約1.3m～2.4m程度離して設置し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の実現性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われれます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして、調査員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号を、沖園委員をお願いします。

7番(沖園委員) 日程第5号議案9号について調査の結果を報告いたします。

さる2月10日、中原委員及び事務局の前原さんと一緒に申請人の〇〇〇〇さんの立会いのもと調査を行いました。

申請人は〇〇町のお茶を栽培する専業農家でございますが、今回申請人が所有する〇〇町〇〇番地の畑778㎡に太陽光発電システム付きパネル220枚を設置し、売電事業を行うために転用申請がなされたものでございます。

今事務局の方からいろいろ説明があったとおり、問題のない申請かと思われませんが、申請地は第2種農地であったために、農用地地区外の山林3件について申請地の用地交換の交渉を行ったとのことでございますが、申請地は海岸線に近く塩害の恐れがあること、周囲が山林や耕作放棄地になっていたこと、交渉の相手方が高齢のため耕作意識が希薄であったことなどによっていずれも交渉が不調に終わったということございまして、やむを得ない申請かと思われま

報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第5号、農地法第4条許可申請の、整理番号1号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 まず、資料の4ページの地籍図について図示の誤りがありましたので訂正をお願いします。

〇〇公民館の図示でございますが、これが道路向かいの〇〇町〇〇番地の下が正しい図示でございます。訂正いたします。

説明に入ります。

今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号4号

整理番号4号の申請地は〇〇町〇〇番〇、畑、867㎡ほか5筆、合計3,607㎡です。

借人は〇〇〇〇理事長〇〇〇〇さん、児童育成支援事業です。

貸人は〇〇〇〇さん、会社員他1名です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は広場、遊具、手洗い場、駐車場、通路です。

申請事由は、「豊かな地域資源を活かせる申請地に、広場・遊具等を設置し、

児童育成支援事業及び地域交流活動をおこなうため。」とのことです。

申請地は、4 ページに掲載してあります。

3-7-1 の農振除外と同時申請になります。

〇〇公民館より西へ約 260mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、都市住民の農村集落への来訪を促し、地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮すると思われる施設であることから、不許可例外の地域間交流施設に該当します。

転用目的は広場、遊具、手洗い場、駐車場、通路で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

内容は、地域交流及び児童育成のための集会用の広場、遊具 6 基、手洗場 1 棟、普通自動車 5 台及び軽自動車 10 台分の駐車場及び通路の設置です。

計画面積は 3,607 m²で問題のないものと思われます。

申請地の南側は畑及び道、西側は畑、北側は市道及び畑、東側は道および雑種地です。

広場・駐車場の転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には擁壁及び法面保護が施してあり、周辺への土砂雨水が流出するのを防止します。申請地中央に南北に、側溝及び公衆用道路が存在しますが、そのまま維持し、歩行用通路として利用します。

雨水については、自然流下により、申請地中央にある側溝より、南側市道側溝へ放流する計画です。

工作物は、高さ 3m の遊具であり、境界から 1.5m 程度控えて設置し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、本件申請地は、農地法の許可を得ず、平成 21 年に、広場・遊具を整備していたもので、今回、追認により、許可を得ようとするものです。なお、申請人から、「当時の現況が荒廃していたため、許可が必要であることを知らずに、土地の有効活用も兼ね広場等を設置しておりました。また、当農業委員会を始め、各関係に指導をうけておりましたが、早急に対応できず、申請が今日に至りました。安易な考えで、施設を設置したことを反省するとともに、今後は、農地法を遵守し、このような事がないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、周囲の農地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 5 号

整理番号 5 号の申請地は〇〇町〇〇番〇、畑、546 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、農業です。

申請人は電照菊を周年栽培する花きの認定農家です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 農業です。

転用目的は農家住宅です。

申請事由は, 「現在, 実家の隠居に住まわせてもらっているのに, 申請地に農家住宅を新築して, 移転するため。」とのこと。

申請地は, 19 ページに掲載してあります。

〇〇公民館より南西約 420m 及び〇〇町〇〇社宅より北東約 170m の集落内に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第 2 種農地と判断します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を農家住宅建築の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は, 農家住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅 1 棟及び資材・肥料・トラクター 2 台・管理機 2 台を格納する倉庫 1 棟の建築です。

計画面積は 546 m²で問題のないものと思われます。

申請地北側及び東側は道, 西側及び南側は宅地であり, 周囲に農地はありません。

農家住宅への転用にあたり, 周囲境界にはブロック積みが施してありますが, 東側は, 道路と同じ高さにするため, 0.8m の段差を設けることから, 境界より 3m 控えて擁壁を設置し, 土砂雨水等が周辺土地に流出しないよう措置する計画です。

建物は高さは 5.6m の平屋であり, 境界より 1.3m 以上控えて建築し, 日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については, 自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後北側市道・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であり, やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きます。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 4 号及び整理番号 5 号を, 中原委員をお願いします。

5 番 (中原委員) 日程第 6 号議案第 10 号農地法 5 条許可申請について, 整理番号 4 号について報告いたします。

2 月 10 日, 沖園委員, 事務局の駒水係長, 前原さんと現地調査を行いました。

転用目的は広場, 遊具, 手洗い場, 駐車場, 通路です。

借人〇〇〇〇理事長〇〇〇〇さんで, 貸人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの 2 名であります。

申請事由は豊かな地域資源を生かせる申請地に広場・遊具等を設置し、自動育成支援事業及び地域交流活動を行うためとのことです。

日照通風等支障を及ぼす恐れも無く、被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響は変更前と同程度と思われるので、問題ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号5号について報告いたします。

転用目的は農家住宅、譲受人は〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇さん、親子であります。

周辺は住宅地であり、日照通風等支障を及ぼす恐れも無く、被害防除計画も適正であり、問題のない申請ではないかと思われます。

以上で終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号4号及び5号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第7号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更(案)についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第7号、議案第11号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更(案)について説明いたします。

変更理由ですが、平成25年3月29日付け、別府入会林野整備組合へ標記意見書を交付しましたが、今回枕崎市が認可するにあたり、入会権者の確認をしたところ、5名の死亡及び3名の住所変更が判明したため、入会権者及び住所の変更をするものである。ということです。

変更の内容につきましては、資料20ページ、中程にある表をごらんください。

二段書き中、上の段の括弧書きが変更前、下段が、変更しようとするものです。

各個別の変更理由につきましては、備考欄をご覧ください。

なお、変更により、入会権を得ようとする者については、遺産分割協議も整っており、農業委員会の定める別段の面積も超えること他、すべての要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（瀬戸口委員）過去の総会において審議され承認された変更議案であります、2点だけ確認させていただきたいと思います。

まず、〇〇さん以外の7名の方は枕崎に居住しております、農地法の3条2項の状況確認はできると思うんですが、本市に居住していない〇〇さんの場合はどのようにして確認されたのでしょうか。

それともう1点は、本市に居住していなくて農地を所有している方はほかにも多数いると思うんですが、このような人の場合には農地基本台帳は管理されているのか、その2点をお聞きします。

事務局 まず〇〇さんの農地基本台帳の件でございますが、ここについては〇〇市のほうに農家台帳があるということで、市の農政課を通じて台帳等の面積の確認を得てるということで、その結果をこちらの方にも確認したところでございます。

あとすいません、もう一度2番目の質問をもう一度お願いいたします。

12 番（瀬戸口委員）〇〇さんみたいに本市に居住していなくて農地を所有している方はほかにも多数いると思うんですが、このような人の場合には農地基本台帳は管理されているのですかということです。

事務局 入会林野に該当する農地ということですか、それとも一般的な農地台帳に関する質問でしょうか。

12 番（瀬戸口委員）すいません、一般的な場合です。

事務局 農地台帳については、枕崎に住所がある方が市外に農地を求めた場合とか、利用権設定をしたという場合については、その市町村から連絡が来るようになってます。

それで農地台帳の方の整備をして追加をするというような事務処理を行っております。

12 番（瀬戸口委員）ということは、枕崎市に居住してなくて枕崎市の土地を持つてる方は所有している市によって管理をされてるということですか。

事務局 はい、住所地があるところに台帳はありますのでそちらの方に、逆に枕崎に加世田の方が借りたとなれば加世田のほうに連絡をすると、住所があるところで農地台帳は管理されてるということです。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第11号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更（案）については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 8 号、農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 8 号議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 21 ページから 23 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 17 号から 34 号の利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 17 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 38 名で設定面積は田が 8 筆で 3,532 m²、畑が 70 筆で 75,767 m²、樹園地が 29 筆で 39,350 m²でございます。

続きまして、所有権移転でございます。議案書は 24 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 1 号、譲渡人は〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町〇〇番地の、〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で 530 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 8 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 17 号から 55 号までと、所有権移転の整理番号 1 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 12 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、3 月 10 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 9 号、農地法第 52 条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第9号議案第13号農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報(案)についてご説明申し上げます。

議案書は25ページから26ページになります。

賃借料提供の区分は各地域農業委員会が地域の実情に応じて区分し、区分毎に農地法第3条、農業経営基盤強化促進法第19条に規定する農用地利用集積計画により収集した実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、実勢の賃借料を提供することになっています。

本市においては、田、畑、樹園地(茶)の利用状況ごとに基盤整備地域と未整備地域での提供を行っています。

但し、田につきましては賃借件数が少ないため、基盤整備地域と未整備地域の区分をせずに、市全体での提供を行っています。

なお、茶の樹園地につきましては、植栽前の農地については、適用しないこととします。但し、この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の問題のある農地については、相互の話し合いで決めていただくこととなります。以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第9号、農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、報告のとおり承認することに決定いたしました

次に日程第10号、平成28年度農作業標準賃金(案)についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第10号、議案第14号、平成28年度農作業標準賃金(案)につきまして説明いたします。議案書は27ページになります。

農作業標準賃金の設定につきましては、毎年見直しを行い農業委員会総会により承認し、次年度の農作業賃金の目安として公表をしているところであります。

鹿児島県の最低賃金が、平成27年10月8日付で改定され、1時間あたり694円となりました。

本市は、現在一般農作業賃金の日額は5,500円(以上)で、時間単価にしますと688円となり、これは県の最低賃金の時間単価694円を下回り、要件を満たしておりませんので、本年度は本市の一般農作業賃金の日額を5,600円(以上)とし時間給にして700円に改定したいと考えております。

標準賃金の設定につきましては、今回、聞き取りを行いその結果を、市の農林技術協会（通称技連会）に提案し、平成 28 年度(案)を決定いたしました。

内容としましては、土壌消毒のマルチピクリン消毒とマルチ施肥消毒の 10a 当りの作業賃金を 822 円を 850 円に

また甘しょ掘りにマルチ剥ぎの賃金を追加して 1 式で 23,280 円としました。これは、つる切りの 3,080 円とマルチ剥ぎの 3,000 円にその処分費 1,000 円と自走式ハーベスタの賃金 16,200 円をあわせた料金となっています。

稲作については、もみ乾燥(コンバイン袋 30kg)の 410 円を 510 円とし、10a 当りの収量を 15 俵と想定して 510 円×15 俵の 7,650 円をコンバイン稲刈り～収穫の 14,390 円にあわせて 22,040 円としました。以上のように改定したいと考えております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 10 号、平成 28 年度農作業標準賃金(案)については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 4 時 00 分閉会